

【用語】御用向―用事 懈怠―怠けおこたること、怠慢 岩鼻御役所
―幕府代官が常駐した群馬郡岩鼻村の陣屋 利解―説論、説得 越訴
―正規の手続を経ない違法の訴訟 等閑―物事をいい加減にするこ
と、なおざり 先非―前非、過去のあやまち 発明―気がつく、理解
する 精々―力の及ぶ限り、精一杯 頼り―頼りとする事 狩宿村
―吾妻郡長野原町

【解説】中山道高崎宿から榛名山西南麓を回って吾妻郡に入り、上信
国境の鳥居峠を経て信濃国へ通じる信州街道には、大戸・狩宿・大笹
の三関所がおかれていた。狩宿・大笹の両関所はともに寛文二年（一六
六二）の創設であるが、沼田藩真田氏の改易後（かいよき）は幕府代官の管理下にお
かれた。狩宿関所番には真田氏の旧家臣四人が任命され、地元の狩宿
と与喜屋の村民が下番役として毎日昼夜二人ずつ無給で詰めて関所番
を補佐していたのである。

この文書は、理由は明らかでないが、安政二年（一八五五）七月、下
番役の狩宿村民一四人がその勤務を怠ったことから岩鼻代官所へ訴訟
となった事件に関するものである。しかし、翌年九月に狩宿村や与喜
屋村の名主らが仲介に立ち、総勢二七人の連名で関所番に詫びを入れ
て一件落着となった。なお、狩宿関所附き村には下番役のほか、遠見
役の村が四カ村指定されており、代官交替の際には連判証文を提出し
て要害内の取締りを誓約することになっていた。